

児童虐待とスティグマ

—被虐待経験後の相互作用過程に関する事例研究—

内田 良

1. 問題の所在

今日、児童虐待への関心が急速に高まってきている。「児童虐待」とは一般に、「親または親に代わる保護者により、非偶発的に（単なる事故ではない、故意を含む）、児童に加えられた、身体的暴行、養育の拒否や放置、心理的冷遇、性的暴行」を指す（石川 1999）。この児童虐待にかかわる議論の多くは、目下、医学・心理学的な着想のもとにある。だがそれと同時に、虐待は社会的要素の強い問題でもあるのではないか、という発想が本研究を貫く根底的な関心である。

本研究は、社会学的視座から質的に被虐待者の日常的な生活世界へと迫っていき、被虐待者へのスティグマ付与ならびにそれにともなう精神的傷害の問題を、明らかにすることを目的としている。私たちの生活は、家族という集団を抜きには語ることができない。とくに子ども、とりわけ被虐待児にとっては、その定位家族における経験は、きわめて特別な意味をもっている。そこで被虐待経験に社会学的分析を当てるとき、虐待の被害者が、自分の家庭におけるその経験をどのように解釈し、「虐待家庭の子ども」であることをどのように経験してきたのか、というひとつの重要な論点が浮かび上がってくる。ここにスティグマ付与の可能性をみてとることができる。家庭内における被虐待経験は、社会のまなざしのもとで、どのような評価に晒され、そして子どもたちは何を感じてきたのだろうか。

そこで本研究は被虐待者に対するインタビュー調査の分析結果を、データとして提示する。そのライフ・ヒストリーからは、家族の愛情規範を背景にした他者との相互

作用（の予測）をとおして、被虐待者にスティグマが付与され、精神的傷害が被虐待者の心に生成・助長・増幅されていく過程が、描き出される。この視点は、被虐待者の精神的な傷というものが、医学・心理学的説明に限定されてきただけに、いっそうの意義をもつものである。

2. 先行研究の知見と課題

2-1 児童虐待研究におけるスティグマの指摘

児童虐待の当事者への「スティグマ (stigma)」付与に関しては、これまでもいくつかの議論が提出されてきた。ただしそれらのほとんどが、性的虐待の被害者へのスティグマに限定されてきた。性的虐待は、欧米では児童虐待研究の主要テーマであり、とりわけ虐待後における子どもへの短期的・長期的な諸影響・作用に注目が集まっている。そのなかで、成人間の性暴力と同様に、性的虐待の被害児に対する他者や社会からの否定的な反作用の生起が、しばしば指摘されている。たとえば、フィンケルホーとブラウン (Finkelhor and Browne 1985) は、被害者にトラウマを発生させる契機として他者からのスティグマ付与を挙げている。ラッセル (Russell 1986) はこれを、虐待そのものに加えて虐待後にも新たな悪影響を受けるという意味から、被虐待者の「再被害化 (revictimization)」として論じている。フェイリングら (Feiring, Taska and Lewis 1996) は、性的虐待→原因帰属→恥→不適応という過程のなかで、スティグマが生じてくると主張する。

また、性的虐待以外においてもスティグマの指摘は散見される。フィンケルホー (Finkelhor 1983) は、虐待の被害者は極度の恥などから被虐待経験を隠し、スティグマと孤独の感覚に苛まれる、と述べている。日本の児童虐待について言及したゴフ (Gough 1996) は、スティグマという語こそ用いていないが、「体面の喪失 (loss of face)」といった表現で、欧米・日本を問わず、当事者へのスティグマ付与を懸念している。

このように、欧米の論者によるスティグマに関するいくつかの論究がみられるが、日本の児童虐待研究は、そのような視点から虐待を捉えるという方向性に欠けている。だがゴフが言うように、日本においても虐待を受けたことに対する世間的な評価によって、当事者に何らかの恥辱感や苦痛が生じるということは、十分に考えられる事態である。たとえば内田 (2000) にあるように、虐待後の人生過程において生じる精神的傷害とは、「トラウマ (trauma)」に代表される心理学的な問題以外にも、社会規範を背景にして展開される、他者との相互作用や自身の内省をとおして生成され

ていくような、社会学的問題としても捉えられるものである。

2-2 スティグマ概念の検討

次に、本研究が用いる「スティグマ」概念に関して、説明を加えておきたい。ゴフマン (Goffman 1963) は、「普通ではない」それも「望ましくない」種類の属性をあらわすためのタームとして、「スティグマ」を規定する。ただし正確にはゴフマンも言うように、スティグマ論の焦点は、単なる「属性」ではなく、相互作用場面において属性を規定する他者との「関係」にこそある。

さて、ゴフマンはスティグマを負う者が対面状況において用いる諸々の情報操作を、その主題としたのだが、他方でスティグマを負う者に生起する感情を重視しようとする論者も多くいる。すなわち、スティグマを負う者に生じる精神的な傷にも注目していこうとする立場である。たとえばスピッカー (Spicker 1984) は、ゴフマンはスティグマを負う者の感情に注目していない、と批判し、スティグマを考察するにあたっては、当人の感情、属性、他者の反応、の3つの要素を視野に入れることを提起している。同様に、ルイス (Lewis 1995) や金子 (1995) も、スティグマ付与にともなう感情、とりわけ「恥」の感情に注目している。また、坂本 (1986, 1996) も、スティグマ付与が人びとに対してもつ影響力を重視すべきだと考え、人びとの苦しみを分析するための社会学の概念として、スティグマを捉えている。ただし、これらの感情とは、実際に相互作用が展開することによってのみ生起するものではない。ルイスが言うように、スティグマの感情とは、他者との相互作用を予測することによって生じるものでもある。

加えて指摘しておくべき点は、どの論者も共通して、スティグマを負う者ならびに常人が置かれている社会的・文化的状況を問題にしていることである。たとえばゴフマンは、当該社会から得られた規範によって人は自分の欠点を知覚するとしている。ところでさらに吟味を重ねるならば、相互作用の観点から捉えられる場合の「規範」とは、単に個人に内面化された行動傾向のようなものを意味してはいない。江原 (1994) は、他者の行為を解釈し自らの行為戦略を決定するために参照するところの知識を、「解釈装置としての規範」とよぶが、本研究もまたそのような意味において規範という術語を用いたい⁽¹⁾。規範とは、意味世界を構築する知識であり、人びとは規範を参照しつつ主体的に行為を組み立てる。

以上の考察から、スティグマとは何かを改めて考えてみると、次のようなことがいえる。つまり、当該社会のもとで、相互作用場面においてある種の規範が参照されな

がら、特定の属性をもった個人が「異質」と解釈される。ただし、この異質性が認識されるのは、各個人においては、他者による否定的な反作用（の予測）とそれにならう精神的傷害の生起を直接の契機としている。このような次第から、本研究ではスティグマを以下のように性格づけたい。すなわち、スティグマとは、「ある種の規範が参照されながら展開する相互作用場面において、その人の特徴に対して与えられる、予測されうるもしくは実効された他者からの否定的な反応であり、その反応から精神的傷害が生起する場合においてはじめて認識されうるもの」である。この視点は、スティグマとは、ひとつの属性や実態ではなく、人びとの関係性のなかに、言い換えれば当該場面における状況の定義のなかにこそ存在するという、ゴフマンの意図を再確認するものでもある。

スティグマや規範に、「感情」という側面を加えるにあたって、最後の課題として、スティグマに関連する諸概念に、若干の修正を試みておきたい。ホックシールド（Hochschild, 1979）は、ゴフマンの論を、感情社会学的視点から読み直す。先述の議論とも関連してくるが、ゴフマンの提示する行為者像は、外見の印象を操作しようとするところに力点があり、そこでは、内面の感情を管理しようとする点が、曖昧にされがちであった。ホックシールドは、ゴフマンの印象管理の概念をもとにして、感情管理（emotional management）という概念を提起する。すなわち、人びとは状況維持のために表面的な印象を操作するのみにとどまらず、状況に適切のように、感情を抑制したり誘発させたりすることで、自身の感情を管理するのである。したがって、本研究では、印象管理、情報操作、パッシングなど、ゴフマンが言及してきた概念を援用する際には、それらの概念を広く捉え、感情の操作という一側面をも含意するものとして認識する。感情管理をも含めた視角によって、虐待を受けた子どもたちの生活世界をよりの確に捉えることができよう。

3. 被虐待者へのスティグマとその源泉としての家族の愛情規範

3-1 社会的相互作用論

スティグマ付与が展開する被虐待者の生活世界を分析するために、本研究は社会的相互作用論を用いる。宝月（1990）によれば「社会的相互作用論」とは、人びとの社会生活を、「意味世界」、「相互作用」、「過程」を鍵概念にして捉えようとする立場で、ラベリング論の着想がもたらした自己と他者との相互作用への視点を、前面に押し出した方法である。

児童虐待現象における最重要論点として、トラウマ概念に代表されるように、虐待

そのものの後にも過程的に被虐待者を苦しめ続ける精神的な傷害の問題がある。社会的相互作用論は、この問題に対して社会学的なメスを入れることができる。内田(2000)を参考にすると、社会的相互作用論の児童虐待研究における意義とは、やや結論めくが次のようにいうことができる。すなわち、精神的傷害とは、人びとが織り成す「意味世界」(本研究では、「意味世界」と「(解釈装置としての)規範」を互換的に用いたい)において、他者(=常人)との「相互作用」の(予測を含めたその)経過、つまり相互作用の「過程」をとおして付与されるスティグマによって、日々生成・助長・増幅させられるものである。さらにはその「過程」のいっそうの時間的奥行きにより、ときに被虐待者は、「意味世界」へのはたらきかけをおこなうことで、その傷害からの解放をも企図していくのである⁽²⁾。

3-2 調査の概要とデータ

被虐待者の経験を読み解いていくにあたって、重要な手がかりとなってくるのが、被虐待者自身による口述の生活史である。被虐待者の生の語りは、かれ／かのじょらが経験してきた現実世界の様相を、きわめて克明に映し出す。被虐待者は、家庭内における自身の経験を社会的文脈において、どのように解釈し評価し、そこでどのような感情を抱いてきたのだろうか。また被虐待者たちの日常生活に見受けられるひとつの類似的経験を生み出す、その社会的文脈とは、いったいどのようなものであったのだろうか。

口述史のインタビュー調査は、1999年4月から同年10月にかけて、被虐待経験者3名に対して実施された。かれ／かのじょらは、幼少期に虐待を受けその経験に苦しみながら成人し、その後に異なった回復過程を歩んでいる(歩み出しは始めている)。

データの大部分は自由面接法によって得られた。これらのデータを分析するにあたっては、各被虐待者の経験を一連のものとして把握していくために、一人ひとりの経験を個別に扱っていく。(オーラル・)ライフ・ヒストリー研究の魅力とは、そうした人生の軌跡＝過程を捉えることにある。ところで、各自の経験に関して本研究は、客観的事実としての虐待がどれほど深刻なものであったかは問わない。たしかに本研究の面接に答えてくれた被虐待者たちは、客観的に判断しても、相当の程度の被害を受けている。だが本研究の焦点は、虐待そのものの程度というよりも、被虐待者が虐待によって負うことになったスティグマとその精神的傷害にある⁽³⁾。なお、被虐待者3名の基本属性ならびに事例の収集プロセスなどに関しては、脚注を参照されたい⁽⁴⁾。

(凡例：〈 〉…被虐待者の発言，[]…筆者による文意の補い)

3-3 愛情規範の作用とその無効化—Aさんのケース—

Aさんは、50歳代の既婚女性で、心理的虐待ならびに性的虐待の被害者である。

虐待的家庭環境のもとで、Aさんは中学生当時には地域での〈いちばんの名門校〉に通うことになる。そこでAさんは、その体面重視の世界と、他方家庭での悲惨な世界とに挟まれた生活を送るようになる。そして被虐待経験のパッシング（passing：「身元隠し」と訳されることがしばしばあるが、正確には単なる隠蔽作業ではなく、隠蔽しつつ状況に適切な自己を演出してその場をやり過ごしていくという含意も汲むべきである）をおこなう。

〈虐待のことはぜんぜん話してない。中学校のころは優等生のフリ。いつも隠して、優等生のフリして、もう人間じゃないみたいだったと思うよ。もう生きるのがつらい…〉

精神的苦痛を抑制しつつパッシング行為に至ったのは、被虐待経験に付与されるスティグマをAさんが切実に感じとっていたからにはほかならない。Aさんは次のように言う。

〈(虐待のことを) 話すことで自分は人から一段下に見られるでしょ。だから、自分が惨めになるから話せなかった〉

〈自分のルーツ、自分をかたちづくるものが、そんなにヘンな家庭、っていうのが恥ずかしい〉

前節で述べたように、スティグマの生起とは、他者による否定的な反作用（の予測）とそれにともなう精神的傷害の生起を、直接の契機としている。その意味で、まさにAさんが経験したのはスティグマ付与にほかならない。他者から〈一段下に見られ〉たり、〈ヘンな家庭〉だと思われてしまう。そして同時に、それを意識することに由来する独特の精神的傷害が生じるのである。たとえば、〈恥ずかしい〉という感情がそうである。それに加えて、感情管理をともなったパッシング行為を続けなければならないことによる、〈もう生きるのがつらい〉といった苦痛も生じる。

ところで、こうした他者からの否定的反作用ならびにそれにともなう精神的傷害と

は、Aさん自身が悪者であるがゆえにそれを省みて生じてくる、というものではない。

〈自分そのものは恥ずかしくはない。だって、自分が悪いわけじゃないからね。だけど、自分は恥ずかしくないんだけど、自分の育った環境が恥ずかしい、って思う〉

つまりAさんへのスティグマとは、Aさん個人に向けられたものではない。それは「虐待が起きた家族」という、いわば「安らぎの場」「愛情の場」たりえないような「家族」に向けられたものである。実際に次の発言にみられるように、Aさんは当時、自分の家庭が愛情あふれるような規範的家庭とはあまりにもずれていることを、痛切に感じとっていた。

〈学校で、「子どものために尽くすのが母親だ」とか、そういうふうなことを教科書で読んだから、自分の家庭とあまりにも違うから戸惑った。家族のなかで母親とかを絶対視する、神みたいだね。[教科書は]そういう価値観でまとめてあって、すごく家族愛みたいなもの [が強調されていた]。「それが普通で当たり前で、ノーマルだ」っていわれると、「じゃあ、自分の家庭はすごいアブノーマルな家庭だ」って思っちゃう。だから人には [虐待されていることを] 言えなかったんです〉

Aさんは相互作用の展開に際して、「家族＝愛情の場」という意味世界を参照するなかで、スティグマがもたらす精神的傷害に直面してきた。

しかしAさんはただ精神的傷害に屈するだけの存在ではない。これまでの人生過程でAさんは精神的傷害からの解放をも企図してきた。そのきっかけは、40歳代半ば頃に訪れた、ある精神科医との出会いであり、その後のACミーティング（アダルトチルドレンの自助グループ）への参加である。ACミーティングでは、隠蔽してきた自己の〈心の傷〉を直視し他の参加者に公表することから、回復への手がかりを見出す。

〈思っていることが言えることはいいな、って思う。思っていることが言える、っていうことがやっぱりいちばん、心が解放されますよね〉

Aさんにおいて、ACミーティングの参加は、これまで精神的傷害を生成・助長・増幅させてきた意味世界に対しての新たなはたらきかけである。

〈[多くの人が]「世間体を気にして“いい人”を装おう」ということが、自分にも他人にもどんなに有害か、わかっていないような気がします〉

ゴフマン(1963)は、スティグマのある者は自分を受け容れない世界の一方に、自分を偏見なく受け容れてくれる「同類(the own)」の世界があることを発見する、という。そして、ACミーティングという場は、家族の愛情規範という絶対的なはずの規準を無効化することで、当人の経験をありのままに受け容れるところである。現在Aさんは、世間体に身を委ねるのではなく、苦悩をしっかりと言い表していく必要がある、と考えている。精神的傷害を抱えながらもAさんは、それを生み出してきたこれまでの意味世界を相対化しそれに抗するようなかたちで、新たな意味世界に生き始めており、これが精神的傷害からの回復に大きく作用しているのである。

3-4 「普通」志向が導く精神的傷害とそこからの回復—Bさんのケース—

30歳代のBさん(女性)は、小学生の頃に父親からしばしば身体的暴力を受けてきた。

その当時のBさんは、他者に対して虐待の事実を、隠匿していた。

〈自分が殴られたことは言わない。家庭のことはとにかくしゃべらなかった〉

〈言うチャンスはあったんだよ。なぜかというとな、[小学校のとき]私が、作文で父親・母親のことを書くと、必ず、「私は、父が好きなき時も嫌いなき時もあります」って書くのが常だったのね。その都度、担任の先生は「おうちでどんなことがあるの?」とか聞いてきたの。でも、けっしてしゃべらなかったのね〉

むしろBさんは、次に語っているように、元気な自分を呈示し続けた。

〈小学校のときには、そんなことより、毎日、朝起きて、学校へ行って、ニコニコしていることに必死だった〉

〈私は、好かれている自分で、元気で明るい自分で、みんなもそう思っている。演出している私はいまのところ成功しているのだから、崩すことはない、という

思いだった〉

こうして家庭の事情をパッシングし続けることが、耐えがたい試練であったことは想像に難くない。たとえば高校時代や看護学校時代に至るまでのつらさを次のように語る。

〈このこと [=父親から暴力を受けたこと] が話せなくて、私はずっと苦しんでいたことがあった。高校時代に、水が少しずつ指の隙間から漏れていくような感じでちょっとずつ [人に] シャベリ始めた〉

〈[20歳の頃、恋人ができたが、]「こんなに私はつらかったのよ」っていう気持ちを、「そうだよ、つらいよね」とかっていうふうに [かれに] 言ってもらいたかった〉

つまり、ここに見えてくるのは、心のつらさを他者に打ち明けたいと欲しながらも、その感情を管理しつつ、対極の自分を演じている姿である。そうした行為戦略を採らなければならなかった理由を、Bさんは高校時代の経験に即して、続けてこのように述懐している。

〈たぶんこれ [=被虐待経験] は、万人が聞いても、否定するだろうと思った。「何をおかしなことを言ってるんだ」って。嫌われちゃうっていうのは、すごく大きい。他人の反応が怖い。それが私に起こっている出来事なんだ、と話すことで、嫌われるんじゃないか、という思いがあったんですね〉

被虐待経験は、〈万人が聞いても否定する〉〈他人の反応が怖い〉とあるように、他者からのネガティブな反作用を引き出す。それを察するがゆえに、Bさんは事実を隠蔽し、〈元気で明るい自分〉を呈示する。しかしそこに潜むのは〈嫌われちゃう〉〈怖い〉という精神的傷害、また〈ずっと苦しんで〉〈私はつらかった〉という隠すこと自体による精神的傷害である。Bさんの経験とは、まさにスティグマの体験である。

では次に、そのスティグマからの解放過程をみたい。Bさんは、〈いまの自分だったら、[被虐待経験のことを] 話せるんです〉。Bさんは、いまの自分が比較的に抵抗が少なく、他者に自分の過去を話すことができることの理由を、以下のように述べている。

〈私が、高校に入ってからしゃべれるようになったのは、曲がりなりにも高校時代になったら自分の実家の状況も落ち着いてきており、「普通になったなぁ」って感じる事ができたのね。[その契機としては] 家を買ったのが、大きかった。父親も [以前は], 手をあげてたりさぁ, [だけど] 家をかわってからは, [まったく] 叩かなくなった〉

父親が暴力を振るわなくなり、また同時にそれまでの古い借家の生活が新しい環境にかわったことで、Bさんにとっては自分の家庭が普通並みに思えてきた。こうしてBさんの感じていたスティグマは次第に解消されるようになる。

〈[世間一般から] ずれていた事実というの、[現在ではすでに] 過去のことになっているのね。[人は] 周りの社会の価値観や規範に一致することっていうのが、心のどこかで、自分の生存にかかわる、と本能的に思うんじゃないでしょうか。ずれていることに耐えられるのは、私の場合は、過去だったから。それはむかしの話。むかしのことをそうやって [否定的に] 言われても、「いまは違うもん」って言える〉

田中（1998）の指摘にもあるように、自己のスティグマを軽減するための特效薬とは「普通」を志向することである。Bさんがスティグマならびにそれにともなう精神的傷害を軽減することができたのは、意味世界への新たなはたらきかけをとおして、現在の自分の家族は「普通」であり、あの出来事が起こった家族とは別物であるというふうに、納得したからだといえよう。

ここまでのBさんの生活世界を振り返ってみると、最初は被虐待体験を隠匿しつつも、次第にそれを告知する過程へと進んでいった。そしてこの一連の過程のなかで参照されていたのは、普通であることを要求するひとつの強大な家族に関する規範である。愛情の場たりえない自分の家庭環境に負い目を感じるからこそ、スティグマおよび精神的傷害が発生する。だがスティグマの解消もまた、この家族の愛情規範を手がかりにして進められる。ただしAさんのケースとは違い、Bさんの場合は「普通の家族」への同調をとおして、それが進められた。この事実は、過去に自分を苦しめたものと同一の規範によって、今度は自分が承認される立場になったという状況を示している。こうした場合の回復過程も、Bさん自身にとってはきわめて意義があるものである。しかし一方で社会がこうした解決法に依存したままであれば、スティグマを生

み出す背景は疑問に付されないままになる。

3-5 世間体に封じ込められる被害経験—Cさんのケース—

Cさんは30歳代の男性である。幼い頃から、両親による身体的暴力とりわけ母親による身体的暴力や言葉の暴力を頻繁に受け、さらに現在も親からの冷遇が続いている。

Aさん、Bさんの事例にみたのと同様に、Cさんもまた被虐待経験を隠蔽して生きてきた。そしてその理由を「世間体」にあるとしている。

〈[虐待を受けたことを友だちとか先生とかには] 話さないですね。なんか黙っちゃってるが多かったです〉

〈[現在に至るまで隠蔽してきている理由は] 世間体だと思います。親と同じですよ。すごい世間体をやっぱり気にしてるんですよ。[気にするのは] よくないんだと思っても、ものすごく気にします〉

この世間体がCさんにもたらすものとは、Cさんに対する否定的評価とそれによる精神的傷害である。Cさんは言う。

〈[被虐待経験を話した場合を考えると] やっぱり自分の評価が下がるのが怖いと思います。家庭に問題があったわけですから、僕自身も疑われるっていうんですかね〉

〈この時代でも、部落差別といったようなおかしい偏見があるわけですから。「親がそうだったら、子どもも」っていうふうになるのはね、もう仕方がないと思いますよ〉

〈「親がそんなふうなんだから、子どもも」っていう思いってやっぱりあると思うんですよ。それが、やっぱり怖いですよ。だから、なるべく言わない方がいい〉

〈おとなになってからもそうですが、私はずっと世の中の人びとに助けを求めてきました。具体的には私を認めてほしい、誰かに受け容れてほしい、とくに私に居場所を提供してほしい、と。それほど、疎外感がひどかったのです〉

〈自分の評価が下がる〉〈おかしい偏見〉という、他者からの否定的評価と、そしてそれにとまなう〈怖い〉ないしは〈疎外感〉という精神的傷害の生起や増幅というか

たちで、Cさんにはスティグマが付与されていることがわかる。

さて、ここで注目すべきは、そのスティグマが、純粹にCさん自身の問題というよりも、自分が育った家族全体の問題として立ち現れてくる点である。自分自身に対する評価よりむしろ自分の家族に対する評価というレベルにおいて、被虐待経験はスティグマを帯びる。つまりこのスティグマとは、規範的家族から逸脱した家族へのスティグマである。

次に、このような状況下で、Cさんがどのような自己像を呈示してきたのかをみてみたい。Cさんは、パッシング戦略のなかで、「普通」の人間を演じようとしてきた。

〈[周りの人たちには、] 普通の、会社の役員をしている人間として振舞っています〉

〈やっぱり、偏見とかが根強いと思うんですよ。だから、これから一般の社会人と同じように生きていくとして、僕の過去を話したら「親がそうだから、子どもも」ってなってしまう。損なことは言わない方がいいですよ〉

Cさんが切実に望むことは〈普通の〉〈一般の社会人と同じように〉扱われることである。そして言うまでもなく、その〈普通〉とは、虐待などのないごく「あたりまえ」の家庭で育った人間であるという経歴を指す。

ところで、Cさんはパッシングの一方で、自分の経験を受容してくれるような特別な場合に限っては、経験を語るということを試みてきた。たとえば、筆者によるインタビューに快く応じてくれたり、また新聞や雑誌等への投稿も重ねたりしている。Cさんは現在でも多大な精神的傷害をとまなないながら生活している。だが、そうした他者への積極的なはたらきかけをとおして自ら生きるすべを見出しつつ、回復への道を模索しているのである。

4. 事例研究の総括—家族の愛情規範を源泉とするスティグマ付与—

4-1 家族の愛情規範とスティグマ付与による精神的傷害

本事例における虐待の被害者たちは、「異常な家族」という認識のもとに、スティグマを感じ、そして精神的傷害に苦しんできた。この精神的傷害には2つの類型があることが見出される。ひとつが、被虐待経験そのものへのスティグマ付与による、怖れや恥辱感といった感情である。もうひとつが、スティグマ付与によって、戦略的に

パッシング行為を続けなければならないという裏腹さによる生きづらさ・孤独感などの感情である。

前者の感情は、これまでもスティグマの感情としてしばしば論究されてきた。スティグマはそれを負う者に直接に感情的な傷害を与える。これは、被虐待経験の社会的意味を再考させる手がかりとして非常に重要である。

他方で後者の、隠蔽し続けることによる精神的傷害は、相対的に看過されてきた点である。この隠蔽作業は、一般に「否認 (denial)」(=現実存在する問題を認めないこと) とよばれるものである。虐待研究においてこの語は、虐待の事実を認めようとしない心理的な防衛機制を表すために用いられてきた。それに社会学的視点を加えて石川 (1999) は、①被虐待者の精神力動による否認、②加害者による否認、③周囲の人間関係レベルでの否認、④社会一般の「常識」による否認、の4つを指摘する。しかし本研究がみた否認とは、上記のどのレベルにもおけない性質をもつ。それは、「社会一般の『常識』」を参照しつつ生み出される、被虐待者自らによる「否認」であった。虐待の事実が露顕することなく家庭内に留まっていくプロセスは、これまで十分に検討されてこなかった (Finkelhor 1983) だけに、非常に重要な論点である。家族の「常識」から、パッシング作業が進められ、その過程で精神的傷害が日々生成・助長・増幅されていくことを見逃してはならない。

さてここで改めて確認しておくべきことは、これらの精神的傷害を生成・助長・増幅させてきたのは、相互作用状況において作用する「普通」を求める家族規範であったという点である。とくに家族の領域にはたらく、社会による行動のコントロールを考察する際には、愛情という感情について語らなくてはならない (山田 1997) という点において、また事例を検討した結果においても、この規範は「家族の愛情規範」とよぶのが適切であろう。「異常である」と評価されるのも、その家庭が家族の愛情を映し出していないからにはほかならない。愛情規範を源泉としたスティグマにより、被虐待者は自分の家庭状況は異常であることを認知し、精神的傷害を受ける。次に、「異常さ」を知っているがゆえにこそおこなわれる境遇の秘匿は、当初の精神的傷害とは質を異にししながら、さらなる傷害を被虐待者に与えていくのであった。

だが一方で、精神的傷害はときに軽減されうるものでもあった。そこで再度かわってくるのが、愛情規範である。精神的傷害の軽減に関しては、2つの方向が見出された。ひとつが、自分の家族が再び愛情規範に適合的な姿を取り戻したと認識して、愛情規範に再び意識を寄せていくかたちで展開される場合である (Bさんのケース)。もうひとつが、むしろ愛情規範を相対化してさらにはそれに抗していくような

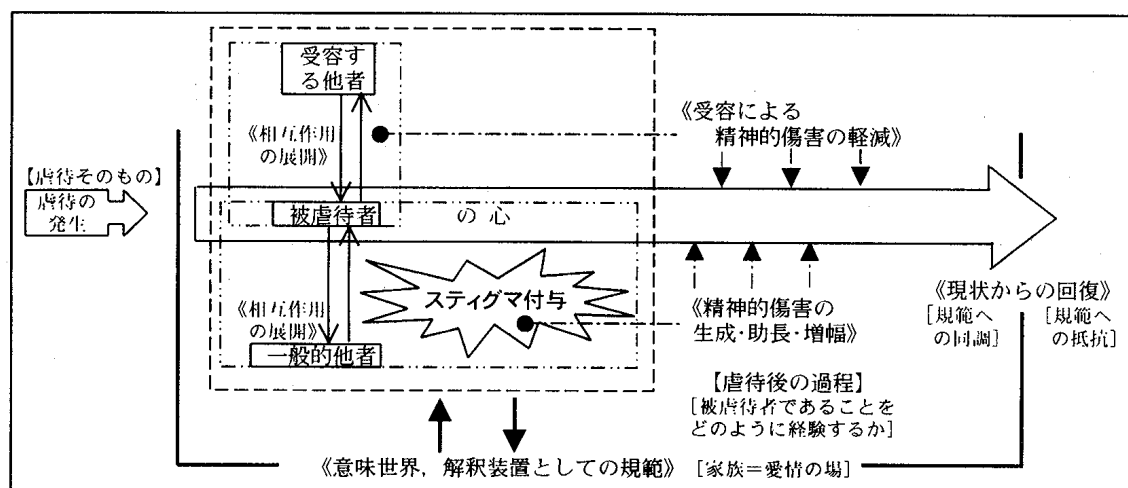


図1 虐待後の過程におけるスティグマによる精神的傷害と家族の愛情規範

かたちで展開される場合である（Aさんのケース）⁽⁵⁾。回復はそれとしてきわめて当事者にとっては重要である。しかしながら、これまでに受けてきた精神的傷害を、次の世代に繰り返さないような方法は、いずれであるのかといえ、規範を相対化する場合にこそ、その方向性が求められるだろう。なぜなら、虐待を受けた子どもの口を封じ込め、精神的傷害をよりいっそう深刻化させるのは、愛情規範のはたらきにほかならなかったからである。

以上の議論を整理したのが図1である。虐待後の過程において被虐待者は、一般的な他者との相互作用の展開からスティグマを負う。スティグマ付与は、被虐待者の心の内に（付与自体によるものとパッシングによるものとを含めて）精神的傷害を日々生成・助長・増幅させる。しかしときに、被虐待経験を受容する他者との相互作用の展開は、精神的傷害の軽減をもたらす。そしていずれも相互作用が展開するその基盤には、規範として参照・再構成される、家族＝愛情の場という意味世界が広がっている。現状からの回復の方法は、規範の枠内に収まって達成されることもあれば、そこから抜け出すことで達成される場合もある。後者は、精神的傷害の源泉である愛情規範を乗り越えるものである。

4-2 戦略主体としての家族

逸脱論・社会病理論などにおいて、逸脱や犯罪と家族との関係を論じる場合には、犯罪の「原因としての家族」とその「抑止力ないしは処遇の場としての家族」という、対立する大きな2つの視点があった（望月 1989, 島田 1989）。加えて望月（1989）は、犯罪者を出した家族は、あたかも犯罪者自身であるかのような扱いを社会から受けるという、「被害者としての家族」という第3の視点を提出する。

ところで、本研究において浮き彫りにされた家族の姿とは、いわば家族としての評価や名誉に配慮しつつ、社会のなかでさまざまな「戦略」を行使する主体（藤田 1998）であった。虐待を受けた子どもたちは、自分の家族が愛情を欠いた、規範的でない状態だと認識した上で、家庭環境を隠そうと努め、他方で印象管理や感情管理を用いて規範に適合的な家族やその成員としての自分を演出する。家族とは、犯罪者・逸脱者としてのレッテルを貼られる「被害者としての家族」でもあるが、他方で、そのレッテルを巧妙に回避しようとする「戦略主体としての家族」でもある。

被虐待者たちは、自分自身への評価を意識するというよりもむしろ、家族への評価を意識していた。そして家族（成員）は、家族への評価を非常に強く意識する行為主体であるからこそ、スティグマに敏感であり、否定的まなざしに直接に傷つき、また印象・感情管理をとおした裏腹なパッシング行為のなかで一段と傷を深めていくのであった。スティグマによる精神的傷害とは、戦略主体としての家族のなかにおいてこそ、生成・助長・増幅（・軽減）されると考えられ、この視点が、家族にかかわる規範の作用を浮き彫りにするのである。

5. 結 語

「社会学は必然的にその探求の果てに実践的諸問題に逢着する」（Durkheim 訳書 1978, 264頁）ものであり、また児童虐待が早急な対応を施すべき緊急課題であることから、最後に、本研究の知見から虐待防止実践を展望する必要がある。

第1点目に、現在 CAP（Child Assault Prevention）プログラムとよばれる虐待防止教育が、各地域にておこなわれるようになってきている。防止教育は子どもたちに、被虐待の事実を「話す（TELL）」権利があるということを伝える（Cooper 1991, 女性ライフサイクル研究所 1997など）。被虐待経験を隠蔽することなく、「話す」ということもひとつの選択肢として存在しているのだということを、子どもたちが学習していく必要がある。第2点目として子どもと対峙する立場において、医師、教師、児童相談所職員などの専門職にある者、そして一般の人びとも、「家族は安全な場であり、虐待など起こりえない」という先入観を一旦停止させなければならぬ。さもないと、子どもによる精一杯の告知が、無駄に終わってしまいかねない⁽⁶⁾。第3に、マスコミ関係者は虐待の生じた家庭を、愛情規範からの逸脱という意味において非難しても、それが問題解決にはならないことを認識しなければならない。

「家庭＝愛情の場」と思い込む限り、戦略主体としての家族のなかで子どもは事実を隠蔽し、スティグマ付与によって生成・助長・増幅させられる精神的傷害を負い、

他方で周囲は虐待の事実をみようとせず、結果的に傷害を抱えた子どもの援助は実現されないままとなってしまうのである。本研究の知見は、虐待現象に対する当事者を含めた人びとのそうした意識のあり様とそこに含まれる問題性を顕在化させることができたのではないだろうか。

これまで児童虐待研究が精神的傷害に注目する場合、それはトラウマ概念に代表されるような、心理学的なパースペクティブから捉えられる精神的な傷であった。だが、この精神的傷害というものに社会学的なまなざしを注ぐならば、家族の愛情規範を基盤にしたスティグマ付与によって社会的に日々生成・助長・増幅（・軽減）されるところの精神的傷害を見出すことができた。児童虐待とは、すぐれて社会学的な問題なのである。虐待防止のためにも、これまで光が当てられてこなかった被虐待者の生活世界に関して、よりいっそうの社会学的追究の展開が期待される。

〈注〉

- (1) ただし江原は「解釈装置としての規範」を、セクシャル・ハラスメント問題に適用するにあたって、個人が元来もっていた意思を、他者が違ったふうに解釈し意味づけようとする、いわばレッテル貼りの意味でのそれに、結果的には限定してしまっている。本研究は、被虐待者個人がその経験に関してどのような意識をもっていたのかに注目するために、個人の内面の了解を超えた他者からのレッテル貼りという視点とは性格を異にする。本研究では原義に返って、ひとつの解釈や行為戦略を成立させる知識、という捉え方をしたい。
- (2) フィンケルホーとブラウン（Finkelhor and Browne 1985）に代表されるように、性的虐待のスティグマに関するいくつかの議論は、スティグマ付与が被虐待者のトラウマを生成・深化させるとして、スティグマ付与をトラウマ概念のなかに包摂している。だがスティグマ概念がそれ独自でその感情を取り扱うものであり、かつその感情とは社会的に生成されるという点から、スティグマ概念とトラウマ概念ははっきりと区別するほうがよい。
- (3) ただし、主観／客観を問わず、当人の記憶の不正確さという点に関しては、もはや本研究のアプローチ（自由面接法）では「問えない」といえる。
- (4) 被虐待者のプライバシーに配慮しつつ、①当事者の基本属性、②インタビュー調査を実施するに至った経緯、③筆者が得たデータに関して紹介したい。なお、具体的な虐待行為に関する記述は本研究の目的ではないので割愛したが、少なくともここで紹介される3人の被虐待者は、中度レベルの虐待被害を受けてきたと考えてよ

い。Aさん：①50歳代前半の既婚女性（再婚）。②ある民間の児童虐待防止団体で知人の紹介を通じて知り合う。③インタビュー録音時間：約150分。その他に手紙をとおした意見交換。Bさん：①30歳代前半の既婚女性。②ある民間の児童虐待防止団体における、ボランティア活動をとおして知り合う。③インタビュー録音時間：第1回目実施時、約180分。第2回目実施時（前回の半年後）、約120分。Cさん：①30歳代後半の未婚男性。②Aさんに同じ。③インタビュー録音時間：約240分。その他にEメールでの意見交換。

- (5) Cさんは回復への途をまだ模索している段階であり、いずれの回復類型に適合的か、あるいは新たな型の回復を示すことになるのか、に関しては現時点では言及が困難である。
- (6) 上述のCAPプログラムは、専門職や一般の人びとに向けた、おとなのためのワークショップも開いており、虐待同定への感度を高めていこうとしている点で、評価できる。

〈引用・参考文献〉

- Cooper, Sally J. 1991, 森田ゆり監訳・砂川真澄訳『「ノー」をいえる子どもに—CAP／子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム—』童話館出版, 1995。
- Durkheim Émile 1895, 宮島喬訳『社会学的方法の規準』岩波書店, 1978。
- 江原由美子 1994, 『『セクシュアル・ハラスメントの社会問題化』は何をしていることになるのか？—性規範との関連で—』鐘ヶ江晴彦・広瀬裕子編『セクシュアル・ハラスメントはなぜ問題か』明石書店, 171-193頁。
- Feiring, Candice, Lynn Taska and Michael Lewis 1996, “A Process Model for Understanding Adaptation to Sexual Abuse: The Role of Shame in Defining Stigmatization”, *Child Abuse & Neglect*, Vol.20, No.8, pp.767-782.
- Finkelhor, David 1983, “Common Features of Family Abuse”, in *The Dark Side of Families: Current Family Violence Research*, ed. by Finkelhor, David, Richard J. Gelles, Gerald T. Hotaling, and Murray A. Straus, Sage Publications, Inc, pp.17-28.
- Finkelhor, David and Angela Browne 1985, “The Traumatic Impact of Child Sexual Abuse: A Conceptualization”, *American Journal of*

- Orthopsychiatry*, Vol.55, No.4, pp.530-541.
- 藤澤三佳 1992,「スティグマとアイデンティティに関する一考察—精神病患者会の会報の分析から—」『社会学評論』第42巻第4号, 374-389頁。
- 藤田英典 1998,「家族の現在—変貌する家族,〈家族〉への憧れ—」蓮實重彦著者代表『東京大学公開講座66 家族』東京大学出版会, 1-40頁。
- Goffman, Erving 1959, 石黒毅訳『行為と演技』誠信書房, 1974。
- 1963, 石黒毅訳『スティグマの社会学—烙印を押されたアイデンティティー』せりか書房, 1970。
- Gough, David 1996, “Child Abuse in Japan”, *Child Psychology & Psychiatry Review*, Vol.1, No.1, pp.12-18.
- Hochschild, Arlie Russell 1979, “Emotion Work, Feeling Rules, and Social Structure”, *American Journal of Sociology*, Vol.85, No.3, pp.551-575.
- 宝月 誠 1990,『逸脱論の研究—レイベリング論から社会的相互作用論へ—』恒星社厚生閣。
- 石川洋明 1999,「子どもの虐待」四方壽雄編『家族の崩壊』ミネルヴァ書房, 75-97頁。
- 女性ライフサイクル研究所編 1997,『子ども虐待（いじめ）の防止力を育てる—子どもの権利とエンパワメント—』法政出版。
- 金子光一 1995,「イギリス—スティグマ克服への途—」一番ヶ瀬康子編『21世紀社会福祉学』有斐閣, 302-314頁。
- Lewis, Michael 1995, 高橋恵子・遠藤利彦・上淵寿・坂上裕子訳『恥の心理学』ミネルヴァ書房, 1997。
- 望月 崇 1989,「犯罪者とその家族へのアプローチ」『犯罪社会学研究』第14号, 57-69頁。
- 坂本佳鶴恵 1986,「スティグマ分析の一視角—『人間』であるための諸形式に関する考察—」『現代社会学』Vol.12, No.2, 157-182頁。
- 1996,「スティグマー—他者への烙印—」友枝敏雄・竹沢尚一郎・正村俊之・坂本佳鶴恵『社会学のエッセンス 世の中のしくみを見ぬく』有斐閣アルマ, 35-50頁。
- Russell, Diana E.H. 1986, “*The Secret Trauma*”, Basic Books.
- 島田幸男 1989,「非行後の家族」『犯罪社会学研究』第14号, 42-56頁。

児童虐待とスティグマ

- Spicker, Paul 1984, 西尾祐吾訳『スティグマと社会福祉』誠信書房, 1987。
- 田中理絵 1998, 「養護施設における子どものスティグマに関する研究」『教育社会学研究』第63集, 東洋館出版社, 199-217頁。
- 内田 良 2000, 「児童虐待における相互作用過程への社会学的アプローチ」『現代社会理論研究』第10号, 151-160頁。
- 山田昌弘 1997, 「感情による社会的コントロール—感情という権力—」岡原正幸他『感情の社会学—エモーション・コンシャスな時代—』世界思想社, 69-90頁。

ABSTRACT

**Child Abuse and Social Stigma:
A Case Study on the Post Abuse Interactional Process**

UCHIDA, Ryo

(Graduate School, Nagoya University)

Furo-cho, Chikusa-ku, Nagoya-City, 464-8601 Japan

Much of the discussion on child abuse is influenced by the medical and psychological perspectives. Child abuse, however, is also a sociological issue. The purpose of this study is, by approaching the life-world of abused children, to consider the stigmatization and psychological damage that is brought on by the stigmatization. For children, and especially for abused children, experiences in the family of orientation have very significant meanings. When we think of the experience of abuse through a sociological perspective, we find there are important points in how the abused interprets his/her experiences in the family, from which we can discover the possibility of the stigmatization.

The first section is an introduction, from a sociological perspective, to the problem of child abuse. The second, which is a review of earlier literature discussing the relationship between child abuse and stigma, forms the overall perspective for this study. The concept of stigma is also reviewed. In the third, three cases of abuse are analyzed from the viewpoint of social interactionism. The data obtained from the cases is summarized in the fourth section, and the implications of this study are discussed in the last.

Oral life histories of abused children explain how stigmatization occurs and how the psychological damage is created (and occasionally reduced) through interactions with others under the norm of family affection. This research may be quite significant as psychological damage is usually discussed within the medical and psychological perspectives, but not dealt with from the basis of social stigmatization.